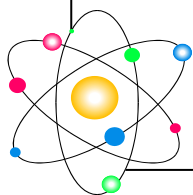




住信 年金情報

PENSION NEWS

(平成22年7月20日)



年金信託部

【厚生年金基金】

指定基金の指定および健全化計画に関する改正案

本日、標記改正案が厚生労働省から信託協会宛てに示されました。なお、本改正案について、別途パブリックコメント募集手続きが行われる予定とのことです。

(ご参考) [改正案の概要等：指定基金健全化計画承認基準の改正等について \(案\)](#)

1. 改正の概要

3事業年度連続して純資産額が最低責任準備金の9割を下回った基金は、原則として指定基金に指定されるとともに、健全化計画を提出する必要があります。今般、厚生年金基金を取り巻く状況の変化を踏まえ、厚生年金基金の負担軽減等の観点から標記の見直しが検討されています。

2. 主な改正点

(1) 健全化計画の提出期限の延長

(現在) 12月末 (改正案) 2月末

(2) 指定基金の対象除外の見直し

指定基金の対象外とする条件を以下の通り見直す。

(ア) 解散認可の手続きに着手している基金

(現在) 指定基金の対象外 (改正案) 指定基金の対象

(次ページあり)



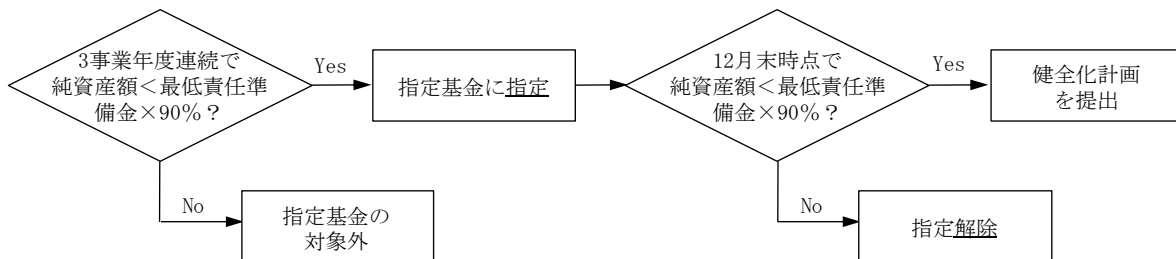
SUMITOMO
TRUST

住友信託銀行

(イ) 指定年度中に回復する見込みがある場合の取り扱い

(現在) 3事業年度連続で純資産額が9割を下回ったとしても、健全化計画の期首に回復する見込みがある旨を10月末までに提出した場合は、指定基金の対象外とする。

(改正案) 3事業年度連続で純資産額が9割を下回った基金は一旦指定基金に指定し、指定年度の12月末時点の実績で回復している場合は、指定を解除するとともに健全化計画の提出は不要とする。



(3) 健全化計画における最低責任準備金の予測に用いる利回りの前提の変更

(現在) 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り

(改正案) 直近の過去5事業年度における実績の平均又は厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りのいずれか(どちらを選択するかは基金の任意であるが、計画期間中は同じ推計方法を継続する必要あり)

3. その他

改正案とは別に、掛金引上げ猶予適用基金における健全化計画の取り扱いなどについて、厚生労働省から以下の確認を得ています。

(確認事項①)

掛金引上げ猶予を適用している基金が指定基金に指定され、健全化計画において掛金を引き上げなければならないとき、平成24年3月までは掛金引上を猶予し平成24年4月以降に掛金を引き上げる前提で健全化計画を策定することは可能。なお、このような計画を策定するにあたって、平成24年4月以降の掛金を規約に定める必要はない。

(確認事項②)

指定基金が非継続基準における回復計画を作成する場合は、健全化計画と同じ前提で作成する旨、財政運営基準で規定されているが、資産の評価方法や最低責任準備金の予測に用いる利回りについては当該規定の前提に含めない。したがって、指定基金であっても数値的評価や健全化計画と相違した最低責任準備金のコロガシ利回りを用いて回復計画を策定することは差し支えない。

以上